

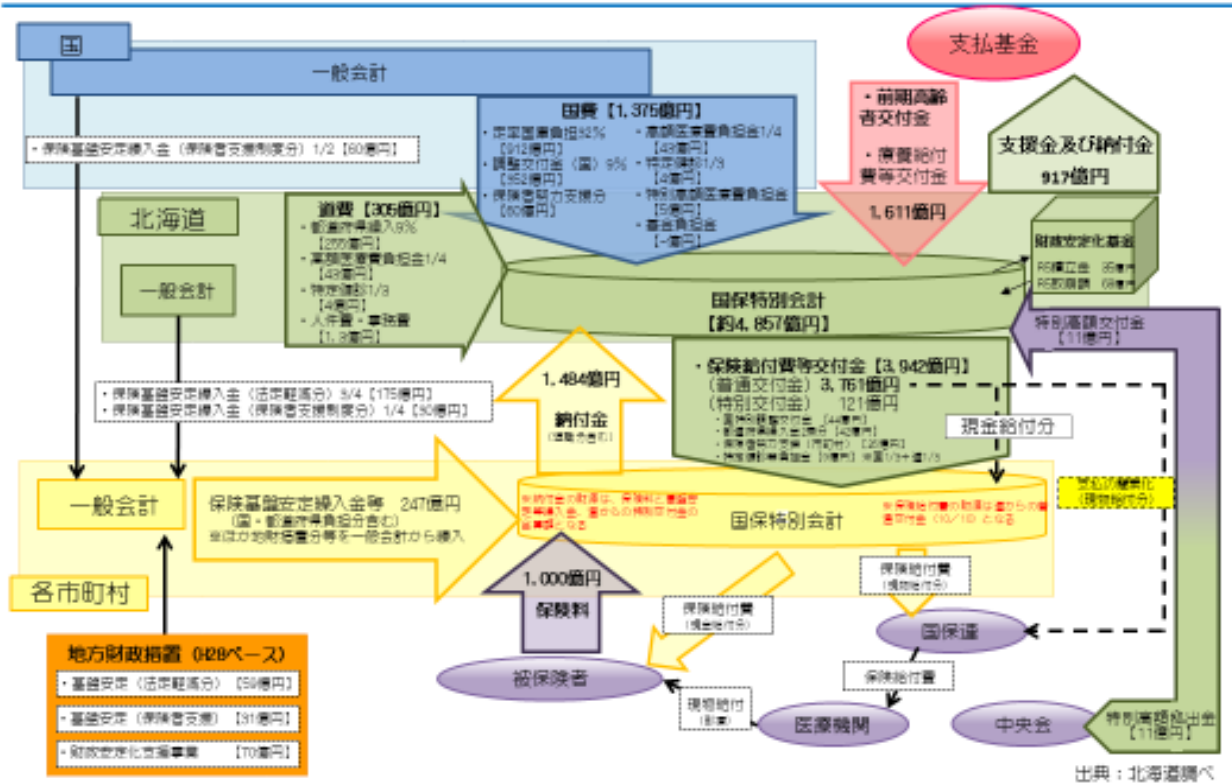
第2節 財政収支の改善と均衡

1 市町村国保財政運営の現状

平成30年度から道が財政運営の責任主体となって市町村と共同で国保運営を担うこととなり、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みである国民健康保険事業費納付金\*（以下「納付金」という。）制度が導入されたことから、各市町村は、道があらかじめ通知する年度ごとの納付金の額を道に納付し、道から交付される保険給付費等交付金により医療費等の財源を賅っています。

【市町村国保財政の基本的な仕組み(令和5年度予算)】

道におけるR5年度国保財政の基本的な枠組みイメージ



令和3年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は1保険者で、赤字総額は約6千万円となっています。

なお、収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いのが現状です。

表12 収支差引残の状況及び法定外繰入の推移

(単位: 保険者数)

| 区分     | H29   | H30  | R1   | R2   | R3    |
|--------|-------|------|------|------|-------|
| 収支差引残  | 146億円 | 67億円 | 81億円 | 87億円 | 77億円  |
| 黒字保険者数 | 144   | 149  | 151  | 152  | 156   |
| - 剰余金  | 159億円 | 75億円 | 86億円 | 89億円 | 78億円  |
| 赤字保険者数 | 13    | 8    | 6    | 5    | 1     |
| - 不足額  | 13億円  | 8億円  | 54億円 | 2億円  | 0.6億円 |
| 法定外繰入  |       |      |      |      |       |
| - 保険者数 | 108   | 99   | 92   | 94   | 93    |
| - 金額   | 94億円  | 37億円 | 30億円 | 27億円 | 26億円  |

出典: 北海道調べ

## 2 国保財政運営の基本的考え方

国保は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要があります。

## 3 市町村国民健康保険特別会計

国保制度における市町村国民健康保険特別会計（以下「市町村国保特会」という。）においては、国の財政支援措置の拡充や納付金制度の導入により、今後年度内における一般会計からの法定外繰入の必要性が大幅に減少していくことが見込まれます。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入については、解消・削減すべき赤字額として、段階的な解消に向けた取組が必要です（第2章第3節参照）。

なお、保険料水準の統一の終了を見据える中、市町村国保特会において、各々の実情に応じた財政調整機能を担うため、一定程度の市町村独自の基金の保有が必要です。保有額の目安については、納付金算定方法の変更に伴う納付金増大や、社会情勢の急激な変化に伴う所得の減少や収納率の低下など、納付金の確保が困難となる様々な要因のほか、市町村独自事業に係る財源充当などについて市町村と協議しながら、引き続き検討していきます。

## 4 北海道国民健康保険特別会計

北海道国民健康保険特別会計（以下「道国保特会」という。）においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営します。

## 5 国民健康保険保険給付費等交付金

保険給付費等交付金は、国民健康保険条例等に規定されますが、道国保特会から市町村国保特会に交付されるもので、市町村の保険給付に要した費用を交付する役割を有する普通交付金と、市町村の個別の事情に着目した交付を行う特別交付金とがあります。

普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づき、その同額を交付するものです。

また、特別交付金は、

- ・国の特別調整交付金のうち市町村に交付される分
  - ・都道府県繰入金\*のうち、個別の市町村に交付される分
  - ・市町村に対する保険者努力支援制度分
  - ・特定健康診査（以下「特定健診\*」という。）及び特定保健指導\*費用
- を交付するものです。

なお、普通交付金の保険給付費等交付金については、道が市町村からの請求に基づき、北海道国保連合会に対し交付金を直接支払うことが可能となる仕組みが設けられており、これにより、市町村の事務負担が軽減されると見込まれます。

## **第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等**

### 1 赤字削減・解消計画

市町村は、計画的に赤字の削減・解消を図るため、削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について道と協議を行った上で、「赤字削減・解消計画」を策定します。

## 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

なお、累積赤字については、「赤字削減・解消計画」を策定する必要はありませんが、任意の計画を策定し、計画的な削減・解消を目指すこととします。

また、保険料率の統一を進めるためには、累積赤字を含めて、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組と関係者を含めた情報・課題等の共有が必要なことから、すべての「赤字削減・解消計画」を公表することとします。

### (1) 対象市町村

計画を策定すべき対象市町村は、決算において赤字（注）が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とします。

(注) 「赤字」とは、市町村国保特会（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下「法定外繰入金」という。）」及び「繰上充用金\*の新規増加分」とします。

#### ア 法定外繰入金について

法定外繰入金とは、毎年度、国民健康保険特別会計の収支決算における法定外一般会計繰入金のうち、「収支不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するものとします。

#### イ 繰上充用金の新規増加分について

繰上充用金の新規増加分とは、「平成 28 年度以降に行った繰上充用金額のうち、平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額を超過する額」及び「累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金を除く前年度増加分」とします。

#### ウ 累積赤字について

累積赤字とは、「平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額」とします。

### (2) 計画の内容

赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等）を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定めることとします。

## 2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法

### (1) 赤字解消・削減の取組

赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する要因分析を行った上で、赤字の解消・削減に向けた必要な対策を整理した「赤字削減・解消計画」を策定し、道に報告することとします。

計画の策定にあたり道は、市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言を行います。

また、新たに赤字が発生した市町村で、財政安定化基金を活用することにより赤字を解消する場合は、貸付年度の翌々年度以降の納付金に上乗せすることとし、原則3年で償還することとします。

### (2) 赤字解消・削減の目標年次

「赤字削減・解消計画」の策定において、目標年次は可能な限り短期間で設定することを基本としますが、赤字が多額になっているなど、短期間で赤字の解消が困難な市町村は、激変緩和措置の実施期間を参考に、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。

なお、保険料（税）の急激な上昇を避けることなどから目標年次を6年以内とすることが困難な場合については、その実情に応じて、できるだけ早期の解消に努めます。

また、新たに法定外繰入等を行う市町村が発生した場合は、令和 12 年度までに赤字

を解消する計画を策定することとします。

(3) 納付金算定における措置

納付金の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料(税)負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料(税)負担の変化相当分は対象としないこととします。

<参考>令和3年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等

|                |               |
|----------------|---------------|
| 赤字市町村数 : 11市町村 | 赤字額 : 約18.4億円 |
|----------------|---------------|

出典:北海道調べ

## 第4節 財政安定化基金の使用

### 1 財政安定化基金の設置

国保事業の財政安定化のため、給付費増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を主に行う財政安定化基金を設置しています。

### 2 基金の使用の基本的な考え方

財政安定化基金の使用については、北海道国民健康保険財政安定化基金条例に規定されますが、基本的な考え方については次のとおりとします。

#### (1) 貸付金

<市町村に対する貸付>

① 貸付要件

保険料(税)収納額の低下により財源不足となった場合。

② 貸付額(地方債)

貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に、道が保険料(税)収納不足額を算定し、地方債として貸付額(無利子)を決定。

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌々年度から、原則3年で償還(基金へ積み戻し)。

<道に対する貸付>

① 貸付要件

保険給付費が増大したこと等により財源不足となった場合。

② 貸付額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う。

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌々年度以降納付金に含めて市町村から徴収し償還(基金へ積み戻し)。

#### (2) 交付金

① 交付要件

災害の発生など、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことにより、収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど、「特別な事情」と認められる場合。

## 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

### ② 交付額

収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定。

### ③ 交付額の補填

国・道・市町村がそれぞれ3分の1ずつを交付年度の翌々年度に補填（基金へ積み戻し）。

このうち市町村分については、道内すべての市町村で補填。

### (3) 財政調整事業

道国保特会の決算剰余金を基金に積み立て、納付金の著しい上昇の抑制等のために基金を取り崩すことで、年度間の財政調整を行います。